

竹ヶ島海中公園自然再生協議会設置要綱

(設置)

第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布)第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、竹ヶ島海中公園自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。

(自然再生事業対象地域)

第3条 協議会で対象とする自然再生事業の対象区域は、阿波竹ヶ島海中公園地区、竹ヶ島・甲浦湾、および穴喰川、広岡川、河内川、野根川の流域とその周辺地域とする。

(目的)

第4条 第3条で定める対象地域において、自然再生を推進するために、必要な事項の協議を行うこととする。

(協議会所掌事業)

第5条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

1. 自然再生全体構想の作成
2. 自然再生事業実施計画の案の協議
3. 自然再生に係る指導・啓発および連絡調整
4. 自然再生事業の実施および維持管理に係る指導・連絡調整
5. その他自然再生に必要な事業

(委員資格)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

1. 公募による個人及び団体若しくは法人で、第3条の対象地域において自然再生事業を主体的に実施する者。
2. 地域の自然環境に関し専門的知識や経験を有する者。
3. 関係行政機関。
4. 委員の任期は、2年とする。
5. 委員の再任は、これを妨げない。

(途中参加委員)

第7条

1. 協議会の委員から推薦があり、協議会委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

2. 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員任期の残り期間とする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は次の事由によって、その資格を喪失する。

1. 辞任
2. 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散
3. 解任

(辞任)

第9条 辞任しようとする者は、第16条に規定する事務局に書面をもって連絡をしなければならない。

(解任)

第10条

1. 委員の言動が協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会(出席委員の過半数以上)の合意で当該委員を解任することができる。
2. 解任しようとする者には、協議会において議決する前に弁明する機会が与えられなければならない。ただし解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

(会長及び副会長)

第11条

1. 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。
2. 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3. 副会長は会長を補佐し必要に応じ会長の職務を代理する。

(協議会の開催)

第12条

1. 協議会の開催は、会長が招集する。
2. 協議会の議長は、会長とする。
3. 協議会会長は、必要に応じて専門的知識を有する者を協議会委員として委嘱することができる。
4. 協議会に置いて専門的知見を有する者やその他関係者の意見を聴取することが必要と認める場合、会長は、協議会に委員以外の者の出席、あるいは別に専門委員会および分科会を設置することができる。

(専門委員会)

第13条

1. 専門委員会の委員は協議会に参加する者から、会長が選任するとともに、専門委員会の委員長を専門委員の互選により定める。
2. 専門委員会は協議会会長が必要に応じて開催する。

3. 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者やその他関係者の意見を聴取することができる。
4. 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議会に報告する。

(分科会)

第14条

1. 分科会の委員は協議会に参加する者から、会長が選任するとともに、分科会の議長および議長代理を分科会委員の互選により定める。
2. 議長代理は、議長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代理する。
3. 分科会は分科会議長が必要に応じて開催する。
4. 分科会委員は、各委員が主体的に参画しようとする事業の関係分野とする。
5. 分科会委員は、主体的に参画しようとする関係分野について総合的見地から協議し、協議会に報告する。

(公開)

第15条 協議会、専門委員会及び分科会は公開を原則とする。

(事務局)

第16条

1. 協議会、専門委員会及び分科会の会務を処理するために事務局を設置する。
2. 事務局は穴喰町産業振興課に置く。

(事務局の所掌事務)

第17条 事務局は次に掲げる事務を行う。

1. 協議会、専門委員会及び分科会の運営に関する事項。
 - 1) 協議会、専門委員会及び分科会の議事・進行に係る事項。
 - 2) 協議会、専門委員会及び分科会の議事録の作成とその公開に係る事項。
2. 協議会活動および自然再生事業についての広報・報告に係る事項。
3. 自然再生に関する情報の収集及び提供に係る事項。
4. その他協議会の運営に必要な事項。

(要綱施行)

第18条 この要綱に規定することの外、要綱施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の合意を経て会長が別に規定する。

(要綱改正)

第19条 この要綱は、協議会の委員の発議により、出席委員の合意を得て改正することができる。

附 則 この要綱は、平成17年9月9日から施行する。